

福祉科教員養成の現状と課題

加藤 聖子*

1. はじめに

平成 15 年度高等学校学習指導要領の改訂により教科「福祉」が導入され、平成 24 年度の時点で約 5 万人の高校生が教科「福祉」を学んでいる。そのうち約 3 千人が介護福祉士国家資格等を取得して卒業し、約 4 割が進学、約 6 割が就職という進路状況である。さらにその内訳を見ると、進学者の約 6 割が福祉系大学への進学、就職者の約 9 割が福祉施設等に就職をしており、高等学校福祉科から福祉業界への就職、福祉系大学への進学というルートとして定着してきているといえる¹⁾。

また、教科「福祉」の創設に伴い、平成 13 年度より福祉系大学を中心として、高等学校教諭一種免許状「福祉」の習得可能な教員養成課程が開始され、高等学校教諭専修免許状「福祉」のみ習得可能な教員養成課程の大学を含め、計 119 大学 138 課程（平成 24 年）が認定を受けている。

高等学校福祉科では、介護福祉士、初任者研修等専門的な知識や技術を有する人材養成を目的にしている学校も多く、介護技術等実技指導のできる教員が養成されることに大きな期待を寄せている。さらに、平成 19 年と平成 23 年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正を転機に、ますます教科「福祉」の教員要件は高度化してきている。しかし、教科「福祉」教員養成課程の実態は高等学校側の要求に応えるだけの養成体制ができていないのが現状である。

教科「福祉」の教員養成体制の問題点として、教科「福祉」免許を付与するに値する教育内容、特に社会福祉及び介護に関する実技、実習を重視した内容が十分に盛り込まれていないこと、高等学校側が望む福祉 9 科目全てを教えられる教員と、大学での教員養成の内容との間にギャップがあることなどがあげられる。

本稿では教科「福祉」を取り巻く状況を踏まえ、大学における福祉科教育法の現状と課題をとりあげ、福祉科教員養成のあり方について考察する。

2. 高等学校福祉科設置の経緯

高等学校福祉科設置の経緯は昭和 60 年 2 月に理科教育及び産業教育審議会答申において、高等学校に「福祉科」設置の必要性が検討され、昭和 62 年 6 月に文部省初等中等教育局から福祉科設置の具体的提言がなされた。また、昭和 62 年 5 月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、高等学校福祉科の教育内容もその資格制度に連動して、介護福祉士国家試験受験資格の取得が可能となった。これを受け昭和 63 年以降は全国の多くの高等学校で福祉科設置の動きがみられた。

その後、平成 10 年 7 月、理科教育及び産業教育審議会答申及び教育課程審議会答申と

* 藤女子大学人間生活学部（非常勤講師）

して、高齢化の進展に伴い、介護福祉士など福祉に関する人材養成の必要性に対応するため、教科「福祉」を新設することが示され、平成 11 年 3 月、学習指導要領の改訂において専門教科「福祉」が創設された。

3. 高等学校福祉科の教育課程

教科「福祉」は「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的能力と態度を育てる」²⁾ことを目標とし、「社会福祉基礎」「社会福祉制度」「社会福祉援助技術」「基礎介護」「社会福祉実習」「社会福祉演習」「福祉情報処理」の 7 科目で構成された。

「社会福祉基礎」は最も基礎となる科目として位置づけられ、「社会福祉演習」は実践的に学習することにより、問題解決能力や、自発的・創造的な学習態度を育てることの重要性から、福祉を学ぶ全ての生徒に履修させるものとする「原則履修科目」と設定された³⁾。

平成 19 年に「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」が公布され、介護福祉士について定義規定、義務規定の見直し、資格取得方法の見直しが行われた。特に、資格取得方法において、「資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法を一元化」した。当初平成 24 年度国家試験（平成 25 年 1 月）からの予定であったが 3 年間延期され、平成 27 年度国家試験（平成 28 年 1 月）からスタートする予定である。

また資格取得のための教育カリキュラムも、介護の高度化への対応として教育時間数を 1,820 時間（52 単位）とし、5 年間の時限措置として 1,190 時間（34 単位）+ 実務経験 9 ヶ月特例ルートを認めた。この法改正を受けて、平成 20 年 1 月中央教育審議会答申により教科「福祉」においては 7 科目から 9 科目へと科目的新設を含めた再構成、内容の見直しなどが行われ、平成 21 年 3 月 9 日に新学習指導要領が告示された。

この新学習指導要領では、改訂前の 7 科目から「社会福祉基礎」「介護福祉基礎」「コミュニケーション技術」「生活支援技術」「介護過程」「介護総合演習」「介護実習」「こころとからだの理解」「福祉情報活用」の 9 科目へと新設を含めた再構成がなされ、このうち「社会福祉基礎」と「介護総合演習」を原則履修科目とした。

今までのよう高校生に広く「福祉」を学ばせるという視点が薄れ、介護分野における多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材育成への対応に改められ、理論と実践の融合を目指し、科目名にも「介護」という名称が多く使われているのが特徴である。

さらに平成 23 年の「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」により、介護福祉士は「専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という）を含む）を行い、並びにその者及び介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という）を業とする者をいう」（下線は筆者が追加）と定義され、平成 27 年度以降、介護福祉士の業務に「医療的ケア」が追加されることから、養成課程における教育内容の中に、これまでの 3 領域（「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」）に加えて、新たに「医療的ケア」の領域が追加されることとなった⁴⁾（図 1）。

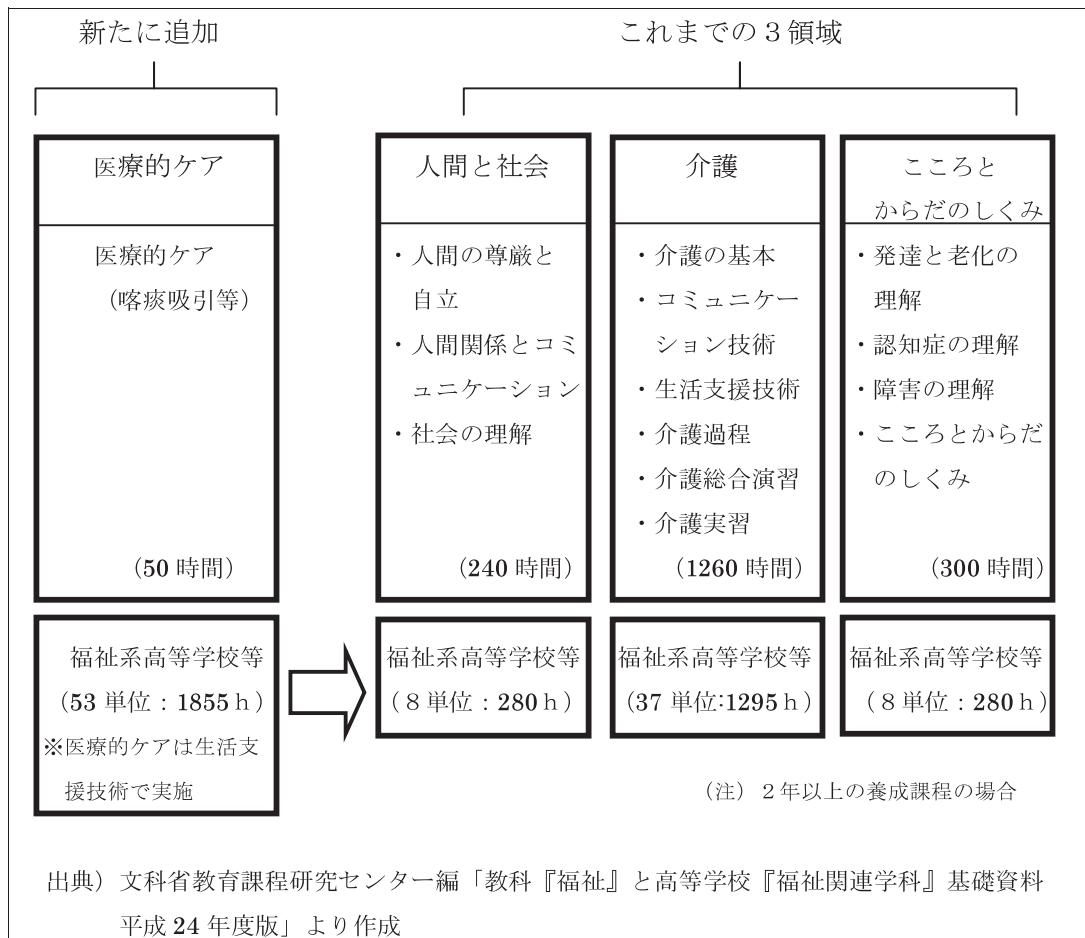


図 1 介護福祉士養成課程における教育内容の見直し

表 1 介護福祉士の改正新養成課程 (平成 19 年改正 + 平成 23 年改正)

領域	新)介護福祉士養成施設		新)福祉系高等学校等		単位数(時間数)		
	教科内容	時間数	教科	科目	福祉系高校	特例高校	特例高校(専攻科)
人間と社会	人間の尊厳と自立	30h	福祉	社会福祉基礎 人間と社会に関する選択科目	4単位 (140h)	4単位 (140h)	4単位 (140h)
	人間関係とコミュニケーション	30h					
	社会の理解	60h					
	人間と社会に関する選択科目	120h			4単位 (140h)	4単位 (140h)	4単位 (140h)
	小計	240h		小計	8単位 (280h)	8単位 (280h)	8単位 (280h)
介護	介護の基本	180h	福祉	介護福祉基礎	5単位 (175h)	4単位 (140h)	4単位 (140h)
	コミュニケーション技術	60h		コミュニケーション技術	2単位 (70h)	2単位 (70h)	2単位 (70h)
	生活支援技術	300h		生活支援技術(医療的ケア含む)	10単位 (350h)	7単位 (245h)	7単位 (245h)
	介護過程	150h		介護過程	4単位 (140h)	3単位 (105h)	3単位 (105h)
	介護総合演習	120h		介護総合演習	3単位 (105h)	2単位 (70h)	2単位 (70h)
	介護実習	450h		介護実習	13単位 (455h)	4単位 (140h)	3単位 (105h)
	小計	1260h		小計	37単位 (1295h)	22単位 (770h)	21単位 (735h)
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60h	福祉	こころとからだの理解			
	認知症の理解	60h					
	障害の理解	60h					
	こころとからだのしくみ	120h					
	小計	300h		小計	8単位 (280h)	5単位 (175h)	5単位 (175h)
医療的ケア	医療的ケア	50h					
	小計	50h					
	合計	1850h		合計	53単位 (1855h)	35単位 (1225h)	34単位 (1190h)

出典) 文科省教育課程研究センター編「教科『福祉』と高等学校『福祉関連学科』基礎資料 平成 24 年度版」より作成

文部科学省では、平成 25 年度の実施を受けて先行実施・移行準備等を行い、「医療的ケア」を新たな科目に位置付けることは混乱を招くことから、「生活支援技術」に「医療的ケア」の内容を位置付けるとともに、1 単位を増加して対応することとなった⁵⁾（表 1）。

4. 高等学校福祉科の現状

平成 24 年 4 月現在、介護福祉士国家試験受験可能な教育課程を設置している高等学校は、公立・私立を含め福祉系高等学校で 116 校 116 課程（定員 4,128 人）、特例福祉系高等学校で 55 校 56 課程（定員 2,848 人）となっている。平成 19 年 12 月の「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」の成立により、介護福祉士養成課程の大幅見直しから、これまで増加傾向にあった高校福祉科は、諸条件の整備等が必要なことから、養成課程の継続困難となった高校福祉科もあり、その数は減少している。

第 24 回の福祉系高等学校の受験者数は 5,681 名、合格者数 3,720 名、合格率が 65.5% となっており、全受験者の合格率を 12 年連続で超えている。また、福祉系高等学校のうち、新養成課程の約 7 割の高等学校が合格率 80% 以上という結果が出た。これは新カリキュラムによる時間数の増加と内容の充実による影響と考えられる。

第 1 回から第 24 回国家試験まで福祉系高等学校からの合格者数は既に 6 万人を超え、全国各地の福祉施設等の中堅職員として活躍している⁶⁾。また高校福祉科出身者の離職率も低い⁷⁾といわれており、一定の成果が出はじめているといえる。

介護福祉士受験可能校卒業生の進路状況は、約 4 割が進学、約 6 割が就職という進路状況である。さらにその内訳を見ると、進学者の約 6 割が福祉系大学への進学、就職者の約 9 割が福祉施設等に就職となっている（表 2）。

また、平成 24 年度の時点で都道府県知事より介護員養成研修の指定を受けている学校は、「介護全般に関する介護職員基礎研修課程」が 23 校、「訪問介護に関する 1 級課程」

表 2 介護福祉士国家試験受験可能校の進路状況（平成 24 年度）

		H23(162校:仮集計)		H22 (170校)	H21(201校)	H20(196校)
卒業者総数		3,485(100.0%)		3,839(100.0%)	5,986(100.0%)	7,098(100.0%)
進学	進学者総数(A)	1,322 (37.9%)	※進学者のうち 福祉進学者: 58.7%	1,654 (43.1%)	2,796 (46.7%)	3,342 (47.1%)
	福祉進学者数	776 (22.3%)		893 (23.4%)	1,087 (18.2%)	1,400 (19.7%)
就職	就職者総数	2,038 (58.5%)	※就職者のうち 福祉就職者: 87.0%	1,991 (51.9%)	2,698 (45.1%)	3,176 (44.7%)
	福祉就職者数(B)	1,773 (50.9%)		1,616 (42.1%)	2,004 (33.5%)	2,060 (29.0%)
福祉系進路合計(A)+(B)		2,549 (73.1%)		2,509 (65.4%)	3,091 (51.6%)	3,460 (48.7%)
無業者その他		125 (3.6%)		195 (5.1%)	576 (9.6%)	569 (8.0%)

出典) 産業教育担当指導主事連絡協議会提出資料より作成

が 14 校、「訪問介護に関する 2 級課程」が 348 校ある。しかし、平成 25 年度から介護人材養成研修の各課程が改正され、基礎研修課程と 1 級課程は「実務者研修」⁸⁾へ 1 本化し、2 級課程については「介護職員初任者研修課程」へ移行、3 級課程については平成 24 年度末で廃止とする改正が行われた（図 2）。

この改正を受けて養成課程の継続困難となった高校もあり、今後介護員養成研修の指定を受ける学校は減少していくと予想される。

高等学校福祉科の今後の展開としては、介護福祉士等の資格を取得する福祉科（福祉の人材養成を目的）、資格取得をしない福祉科（福祉マインドの養成と福祉関連領域への進学等を目的）に大きく分けられ、より福祉教育を充実、進化させ、福祉従事者の養成を意図する取り組みと、資格にとらわれない福祉の心の育成を意図する二極化が進んでいる。

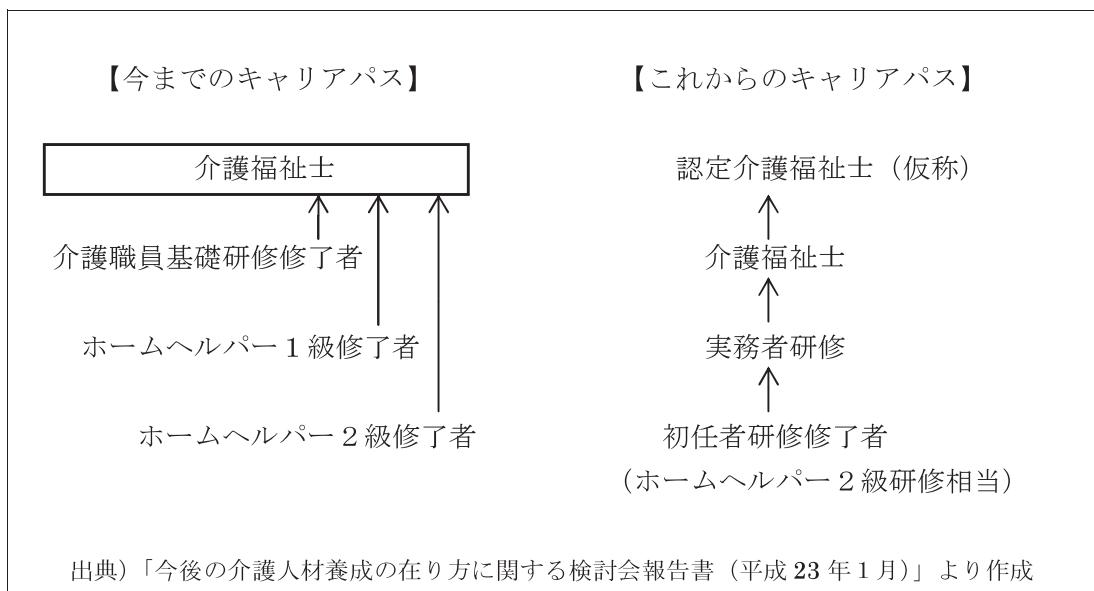


図 2 今後の介護人材キャリアパス

5. 福祉科教員確保の課題

高校福祉科では、専門的な知識や技術を有する人材の養成を目的にしている学校も多く、当然、そこでは介護技術等実技指導のできる教員を多く望んでいる。

平成 15 年度までは教科「福祉」の免許はなく、「家庭」、「公民」、「看護」等の免許所持者がこれらの科目を担当していたため、介護技術等実技指導は一時的な研修により、科学的根拠も十分理解されないまま、実技指導を行っていた。

平成 13 年度からは大学で福祉科教員の養成が開始され、高等学校では介護技術等実技指導の出来る教員が養成されることに大きな期待が寄せられた。しかし、大学での教員養成の実態は高校等の学校側の要求に応えることのできる介護技術等実技指導が可能な教員を養成する体制が出来ていないのが実情で、高等学校でも教員の専門性、指導力不足を補うために外部講師に頼っているのが現状である。

平成 18 年 12 月の社会保障審議会福祉部会において介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見がまとめられ、そのなかで福祉系高校ルートの見直しも発表された。これまでの教科目・時間数だけでなく教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとなり、平成 21 年度から新養成課程を実施するにあたり、教員要件の高度化への対応が迫られた。社会福祉士介護福祉士学校指定規則において、福祉系高等学校、養成施設には「教務に関する主任者」、領域「人間と社会」、領域「介護」、領域「こころとからだのしくみ」の各区分について、教員要件が定められた。これらの教員要件を満たすために平成 21 年度から「介護技術等による研修」が開始された（図 3）。

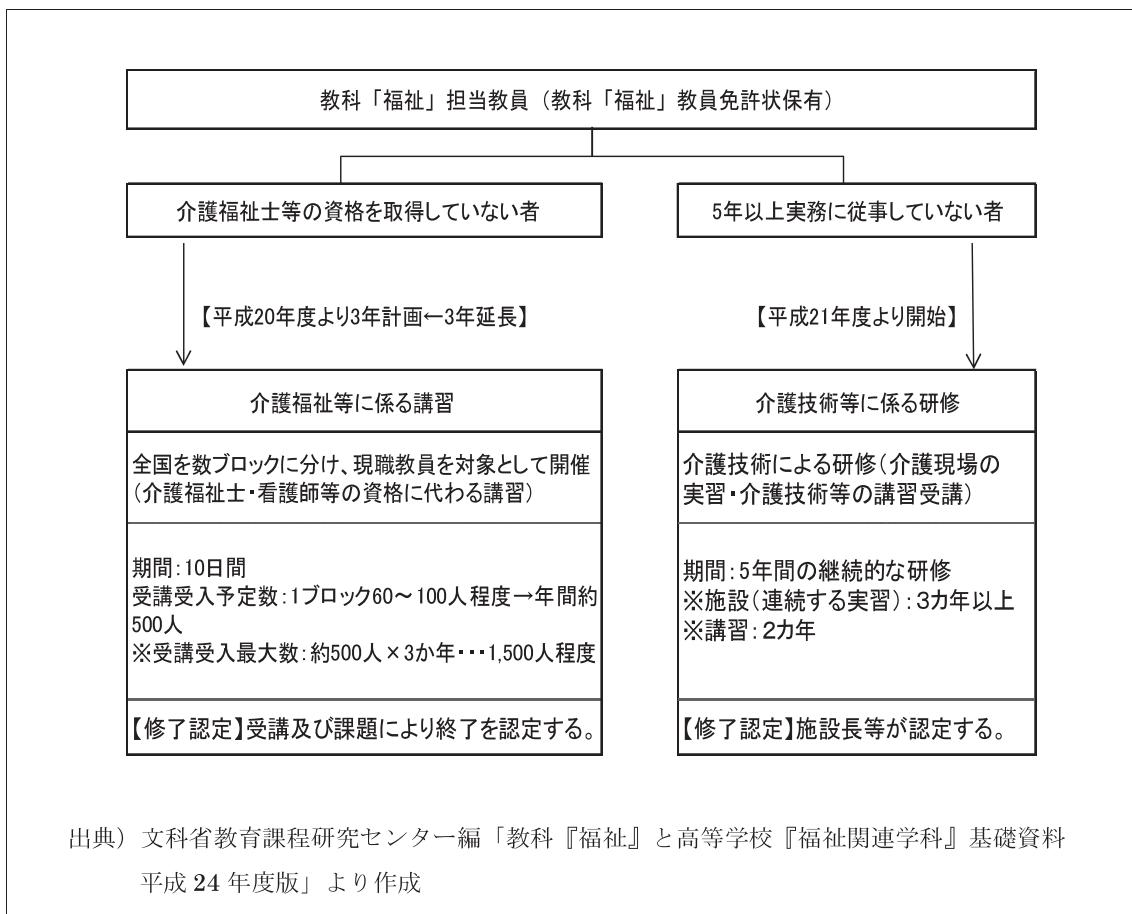


図 3 教科「福祉」の教員要件の高度化に伴う研修事業について

介護技術等研修の重要度については学校も教員も十分認識しているが、現在の介護技術等研修は、長く負担感が大きいのは否めない。また、福祉系高校等では教員要件充足者について、現状配置は出来ているが産前産後休暇や育児休業、退職等のほか、人事異動等で教員要件の充足が困難になる学校が多い⁹⁾。

6. 大学における福祉科教員養成課程の状況

教科「福祉」の新設に伴い、「教育職員免許法」の一部改正が行われ、平成13年4月から福祉系大学を中心として福祉科教員の養成が開始された。認定開始時より養成課程は増加し続け、平成24年度時点では高等学校教諭専修免許状「福祉」のみ習得可能な教員養成課程の大学を含め、計119大学（138課程）が認定を受けている（表3）。

社会福祉系学部が私立大学へ設置されてきた経緯から、福祉科教員の養成課程も私立大学の占める割合が多い。このことは、近年高校福祉科の高度化、多様化にともない教員の資質向上が求められる中で、大学院レベルの教員養成・研修機会である専修免許取得に課題を残す要因となっている。

表3 教科「福祉」の教員養成課程【（ ）内の数字は大学の実数】（平成24年度）

免許の種別		国立	公立	私立	合計
一種	学部	7 (7)	9 (8)	115 (106)	131 (119)
	通信教育課程	0	0	6 (6)	6 (6)
専修	大学院	0	0	1 (1)	1 (1)
	通信教育課程	0	0	0	0
合計		7 (7)	9 (8)	122 (106)	138 (119)

出典) 文科省教育課程研究センター編「教科『福祉』と高等学校『福祉関連学科』基礎資料 平成24年度版」より作成

また、今日に至るまでに、大学での福祉科教育法が様々示されてきたが、いずれも、福祉科教育法の意義、目標、教育評価及び各科目の教育法を、学習指導要領とともに解説しているのにとどまり、福祉科教育法の展開についても、各担当教員の専門分野に偏り、ソーシャルワーク、あるいは福祉教育全般が中心になっている。

しかし、教科「福祉」の教員免許状は9科目すべてを指導できることを前提としており、社会福祉に関する専門知識と介護に関する知識・技術等の両方を指導する力が要求される。

社会福祉に関する専門知識と介護に関する知識・技術を、相互関連性を持って習得し、9科目すべてを指導できる教員を養成する必要がある。福祉科教員を養成している大学の多くは、社会福祉士の養成ということも含め、ソーシャルワークを中心に行なっており、教科「福祉」の教員免許取得希望者には介護に関する知識・技能を学ぶ機会を設定する必要がある。

今回の介護福祉士養成カリキュラムの改訂で、介護福祉士養成教育課程の3領域のうち、「介護」及び「こころとからだのしくみ」の領域の教員にかかる基準要件において、最低一人の教員は5年以上の実務経験を持ち、なおかつ介護福祉士や看護師等の資格を有することになった。さらに基準要件適用の経過措置を3年としたことで、新たな福祉科教員の輩出を制限してしまう懸念されている。

7. 大学における福祉科教育法の課題

高校福祉科のカリキュラムではソーシャルワークとケアワークを同時に学んでいくよう設定されている。平成 21 年度の改訂ではよりケアワークの部分がより重視されており、ソーシャルワークの内容が薄くなってしまっているのは否めない。

福祉科教員を養成している大学の多くは、社会福祉士の養成ということも含め、ソーシャルワークを中心に展開している。幅広い教養教育と奥深い社会福祉学を学んだ上で、社会福祉士を取得させ、さらに福祉科教員免許をもつことは、教員になるためにはもちろん必要だが、福祉現場において多様にニーズに応えられる指導的な社会福祉従事者を目指すことができ、職域拡大の展望にもつながるということで、福祉科教員の養成課程を学生に勧めてきた大学も多い。しかし、高等学校福祉科では、専門的な知識や技術を有する人材の養成を目的にしている学校も多く、介護技術等実技指導のできる教員を多く望んでいる。

教科「福祉」の教員養成課程において、教科「福祉」免許を付与するに値する教育内容、特に社会福祉及び介護に関する実技、実習を重視した内容が十分に盛り込まれていないこと、高等学校側が望む福祉 9 科目全てを教えられる教員と、大学での教員養成の内容との間にギャップがあることは否めない。平成 19 年と平成 23 年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正を転機に、ますます教科「福祉」の教員要件は高度化してきている。よりケアワークを重視した現在のカリキュラムに対応できる教員の養成を望む高等学校側からの要望に応えるためにも、施設・設備を整えるのが難しいなど課題はあるが、今後は大学教育においてもソーシャルワークとケアワークの両方を習得できるカリキュラムづくりが必要である。福祉科教員免許取得を希望する学生は、ソーシャルワーク実習の際には、可能な限り高齢者施設や障害者施設で実習を行うようにするなど、介護現場に触れる機会を増やすことが望ましいと考える。

また、福祉科教員免許が資格化されてから、常に課題としてあげられているのが教育実習校の確保である。平成 12 年日本社会事業学校連盟（現一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟）の「高等学校：教科『福祉』に関する科目等の解釈について」において、「教育実習は基本的には免許状を取得しようとする教科であることが望ましいが、必ずしもその教科を教育実習で担当する必要はない」と説明され、普通高校で「公民」、「家庭」など「福祉」に相当する教科担当の教育実習でもよいとのことであるが¹⁰⁾、高等学校におけるソーシャルワーク、ケアワークの授業に触れないまま免許状を取得してしまうのはやはり問題があるのでないかと考える。教育実習校の確保は重要であり、教育実習生の受け入れに協力を求めるだけでなく、共に研修を行う場を設ける等高大連携を進め、円滑な福祉科教育実習を展開することができるよう検討する必要がある。

8. おわりに

近年、社会福祉サービスの高度化と多様化が進むなか、その多様な福祉ニーズに対応できる専門職養成が求められている。国際的な障害の分類として WHO が採択した ICF（国際生活機能分類）の概念が介護福祉士の養成教育にも導入され、ICF を活用した介護過程を展開することができる介護福祉士の養成に重きを置いている¹¹⁾。将来の福祉の担い手を養成することを担っている高等学校福祉科も、介護分野における多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材育成への対応に改められ、高度化、多様化が進んできている。

高等学校福祉科では、高校生という感性豊かな時期に、人間としての尊厳はどうあるべきかを考え、福祉への关心と理解を養う人間教育を重要視している。そのため、福祉科教員は、教科や学校を超えて連携、協働する姿勢が必要である。社会の趨勢や社会福祉の動向、さらには人間の在り方について広く、深く見つめる高次の教育的視野や教育学的見識をもつことが求められ、日々の研鑽が欠かせない。そのためにも福祉科教員となった卒業生たちの研修の場として大学側の態勢づくりが今後必要になると考える。

福祉科教育法において、今後も学習指導要領によって示されている教育課程の基準などに対して常に検討し、教育課程や教育内容を構想、創造していくことが必要である。

注

- 1) 文部科学省教育課程研究センター編「教科『福祉』と高等学校『福祉関連学科』基礎資料 平成24年度版」
- 2) 高等学校学習指導要領解説福祉編、平成12年3月、文部科学省、実教出版、p.4~5、2000
- 3) 保住芳美「大学における福祉科教育法の課題—高等学校福祉科教員養成のあり方を考える—」『川崎医療福祉学会』Vol.14, No 2, p.240, 2005
- 4) 前掲1
- 5) 矢幅清司「高校福祉科の現状と新学習指導要領のポイント」『ふくしと教育』4号、p.13, 2009
- 6) 前掲書5 p.13~14
- 7) 田村真広・保正友子『高校福祉科卒業生のライフコース—持続する福祉マインドとキャリア発達』ミネルヴァ書房、2000
- 8) 社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）により、介護福祉士試験を受験するための条件の一つとして設けられた「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6ヶ月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得」するための研修。
- 9) 前掲1
- 10) 前掲3 p.245
- 11) 川廷宗之編『介護教育方法論』弘文堂、2008